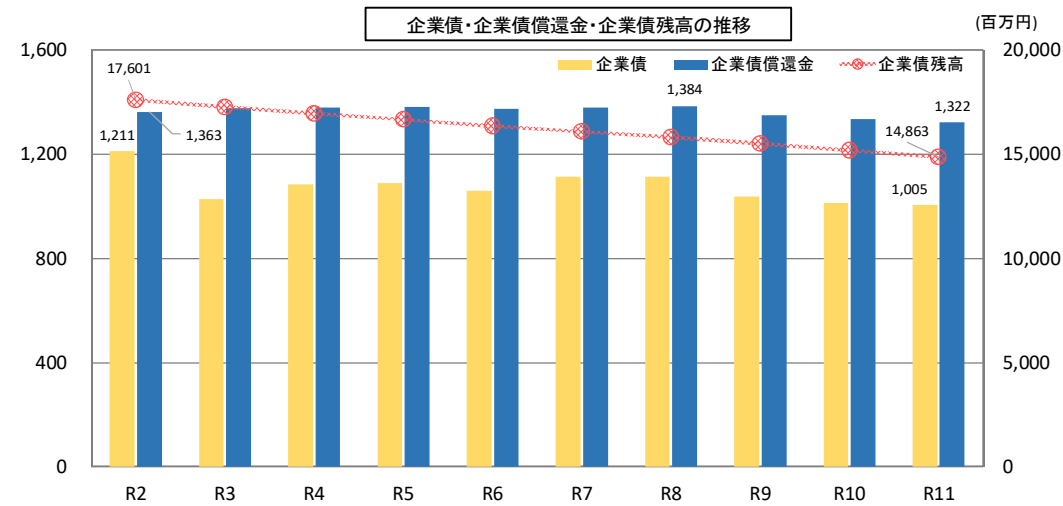


三島市下水道事業経営戦略 概要版

令和2年度～令和11年度(2020年度～2029年度)



今後の取組み

①投資について

現在、本市汚水処理において三島終末処理場の継続を含め、狩野川流域下水道の活用を拡大する広域化・共同化の可能性を調査中であり、その結果を踏まえて、民間活力の活用等を検討しながら、将来の方針を継続して検討していきます。

また、経営状況を踏まえながら、投資の平準化を図りつつ、施設・整備の合理化（スプレッドダウン）の検討を行います。

②投資以外の経費について

今後も、民間への個別委託を継続しつつ、引き続き経費節減や持続可能な維持管理に努めながら、民間活力の活用を検討し、より効率的な維持管理手法を調査・研究していきます。

③財源について

広域化・共同化の可能性調査の結果を踏まえて、適正な使用料水準や、三島終末処理場の下水汚泥のエネルギー利用及び処理場用地の活用方策について検討します。

経営戦略の事後検証・改定など

経営戦略は、計画策定から5年経過したとき、もしくは、広域化・共同化の方針が確定したときのいずれか早い時期に合わせて、適切な経営戦略となっているかを有識者で構成された「三島市水道事業及び公共下水道事業審議会」にて検証を行うと共に、実効性のあるPDCAサイクルを構築していきます。

併せて、各種関連計画の見直しも実施しつつ、経営の健全化に向けた取り組みを進めていきます。



下水道事業経営戦略のPDCAサイクル



経営戦略策定の趣旨

三島市の下水道事業は水道事業と同様に、平成30年度より地方公営企業法の適用を受け公営企業会計に移行し、事業経営の健全化へ向けて一歩踏み出したところです。

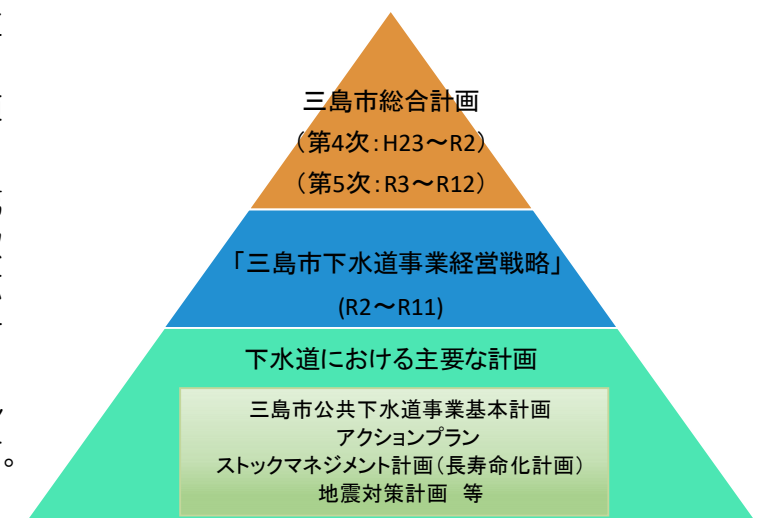
本市公共下水道事業では、下水道事業の現在及び将来を見据えた「投資・財政計画」を立て、適正な財源確保と投資の合理化を図り、今後も市民に下水道サービスを安定的かつ継続的に提供していくための指針として「三島市下水道事業経営戦略」を策定します。

なお、今回の経営戦略においては、雨水処理事業は、一般会計の都市下水路事業で行っているため、汚水処理事業のみを対象としています。

本経営戦略の計画期間は令和2年度から令和11年度までの10年間とします。このような中長期的な計画となるのは、下水道施設などの耐用年数が長期に渡ることや、今後、施設の老朽化が進むことから、その管理には、長期的な視点が必要不可欠となるためです。

本経営戦略は、本市の最上位計画である「三島市総合計画」を基に、将来10年間の下水道事業運営計画を示すものです。

よって、現在策定中である「第5次三島市総合計画」や現在取り組んでいる本市汚水処理の広域化・共同化可能性調査の方針を踏まえ、計画中間(折り返し)年の令和6年度を目途に見直しを実施していくこととなります。

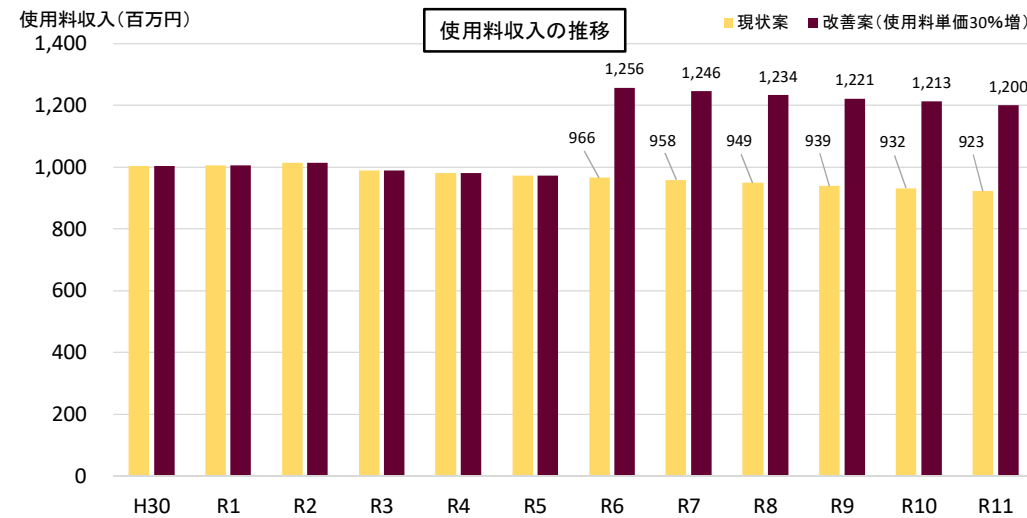


使用料収入の見通し

現状のまま使用料改定を実施しない場合、使用料収入は減少していき、令和6年度に支出が収入を上回り、収支ギャップ（赤字）が発生します。

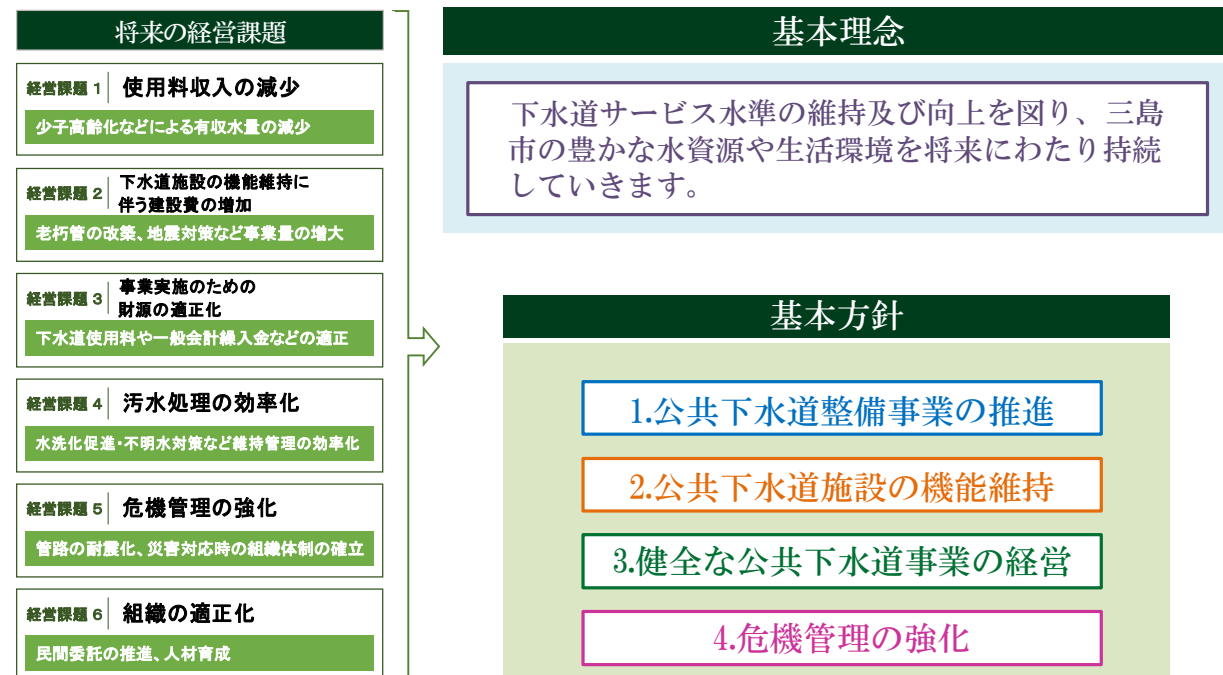
上記の収支ギャップを解消し、資金残高の積上げを実施していくために、**使用料改定による「使用料単価 30%増」のケースを設定しました。**

毎年使用料収入は、料金改定を行わない場合は令和11年度には約9億2千万円に減少しますが、令和6年度に使用料改定を実施すると想定した場合は、令和11年度には約12億円となります。



経営の基本方針

将来の経営課題である「使用料収入の減少」「下水道施設の機能維持に伴う建設費の増加」「事業実施のための財源の適正化」「汚水処理の効率化」「危機管理の強化」「組織の適正化」を改善し、経営の効率化を進めていくために、本市の経営に係る基本理念及び基本方針を以下のように定めます。



投資試算

投資試算の経営目標は以下に示すとおりです。

経営目標

- 効果的な下水道の整備及び普及を進めつつ、既存の下水道施設の耐震化・強靱化に努めるとともに、機能維持を図ります。
- 建設改良費を平準化し、効率的及び確実な下水道事業の実施を図ります。

建設改良費（工事請負費、狩野川西部流域下水道建設負担金、職員給与費、その他（委託料など）は、令和2年度から令和11年度の10年間で約87億円が必要と試算しています。

投資以外の経費のうち、維持管理費（動力費・修繕費・狩野川西部流域下水道維持管理負担金、その他経費（委託料など）、職員給与費）は、令和2年度から令和11年度の10年間で約88億円が必要と試算しています。

なお、各費用を試算した後、近年の工事請負費・委託料の状況を踏まえて、毎年1.8%上昇すると想定しています。

財源試算

財源試算の経営目標は以下に示すとおりです。

経営目標

- 広域化・共同化の方針が確定するまでの間は経営の効率化を進め、現行使用料を維持し、企業債については適正な水準を検討し、一定の資金残高を確保することで健全な下水道事業経営を目指します。
- 広域化・共同化の方針が確定した後、使用料収入の適正な水準を改めて検討します。
また、計画期間の後半で一般会計繰入金（基準外）を減額し、財源の適正化を図ります。

使用料収入は、**令和6年度には赤字経営となる見通しであり、また、広域化・共同化の方針も確定していると予想されるため、改善案として同年に使用料改定を実施すると想定した「使用料単価 30%増」のケースを設定しました。**

「使用料単価 30%増」に設定した理由は、総括原価方式（汚水処理に必要な費用を必要な分だけ徴収するという考え方）に基づき試算したところ、下水道サービスを提供するために必要な費用を使用料収入で賄うためには42.5%の改定が必要となりますが、急激な市民負担の増となり影響が大きいことから、令和11年度までに、経営に最低限必要な資金残高約6.2億円の確保が可能な30%増を今回設定しました。

他会計繰入金 は総務省が定める基準内繰入金とそれ以外の基準外繰入金がありますが、基準外繰入金については、使用料改定を実施する令和6年度以降段階的に減額し、令和9年度にゼロにする計画としています。

企業債は下水道施設の建設に要する資金に充てるために発行しますが、建設改良費を平準化することで発行額の適正化を図り、計画的に償還（返済）していくことで、企業債残高を減額させていく計画としています。